

(別表5)

## 減免対象施設一覧表

次のような施設に該当する場合に、減免申請書を提出されますと、減免申請書の提出があった日以降に到来する納期限に係る税額が下記の率により減免されます。(市税条例第144条)

(1) 災害により事業所用家屋が滅失、使用不能等の被害を受けたときは、次の表に掲げる区分に従い、事業所税を軽減し、又は免除する。(市税条例施行規則第11条(1))

被害の程度	被害床面積が事業所用家屋の床面積に占める割合		
	1割以上 4割未満	4割以上 7割未満	7割以上
減免の割合	資産割の10分の4	資産割の10分の7	資産割の全部

(2) 次の表に掲げる施設に係る事業所税の納税義務者に対しては、その者に課する事業所税額から、それぞれ当該施設に係る割合に相当する額を軽減し、又は免除する。(市税条例施行規則第11条(2))

(減免割合欄に「-」とあるものは減免の適用なし)

記号	対象	要件等	関係条文・証明書类等		減免割合	
			市条規	証明書类等	資産割	従業者割
ア	指定自動車教習所	道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の規定による指定自動車教習所	11条(2)ア	公安委員会の指定を受けた証書	1/2	1/2
イ	修学旅行用バス施設	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	11条(2)イ	認可を受けた事を証する書類等	※一定割合	

※上記イの減免割合 =  $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該事業者の本来の事業に係るバス走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$

記 号	対 象	要 件 等	関係条文・証明書类等		減免 割合	
			市条規	証明書类等	資 産 割	従 業 者 割
ウ	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	11条(2)ウ	販売免許の証明書类等	1/2	—
エ	タクシー事業用施設	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	11条(2)エ	保有車両台数証明書等	全部	全部
オ	中小企業近代化助成施設	旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	11条(2)オ	資金の貸付を証する書類	全部	全部
カ	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	11条(2)カ		全部	全部
キ	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法律第701の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	11条(2)キ		全部	全部
ク	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）	11条(2)ク		1/2	—
ケ	ビルメンテナンス業用施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	11条(2)ケ	該当従業者の支払給与総額明細	—	全部
コ	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	11条(2)コ		1/2	—

記 号	対 象	要 件 等	関係条文・証明書类等		減免 割合	
			市条規	証明書类等	資 産 割	従 業 者 割
サ	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	11条(2)サ	当該面積が判定できる図面等	1/2	—
シ	機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で旧中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）第2条に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	11条(2)シ		1/2	—
ス	つけものの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	11条(2)ス		3/4	—
セ	倉庫及び上屋	法第701条の4第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	11条(2)セ	倉庫業の登録又は港湾事業の免許を受けた倉庫であることを証する書類	全部	全部